

未来投資会議
構造改革徹底推進会合第1回
説明資料



平成28年10月27日
内閣官房IT総合戦略室

目次

① IT利活用施策の全体像

② マイナンバー利活用

③ データ利活用の推進

④ – 1 行政手続IT化

④ – 2 行政データの徹底開放

⑤ シェアリングエコノミーの推進

②マイナンバー利活用

行政手続の簡素化、国民の利便性向上のため、マイナンバー制度・法人番号の利活用促進等において、主に以下のような取組を推進中。

1. マイナンバー制度利活用促進に向けた取組

- マイナンバーの利用範囲の拡大については、**戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務**等を中心に取組を推進
- 公的個人認証サービスの活用によるコンビニのキオスク端末での**戸籍証明書の交付サービス**の導入団体拡大を推進
- 平成28年度から**国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化**を順次開始
- **災害対策分野**のうち、マイナンバー制度の活用により災害発生時における避難状況等の把握や発災後の生活再建支援手続きの負荷軽減等の効果が考えられる分野について有識者意見をとりまとめ（平成28年9月）
⇒**地方公共団体等の取組も踏まえ、具体策・スケジュールについて平成28年度中に策定予定**
- **子育て分野**のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる**「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」**等を対象に、国（関係省庁）、地方公共団体、利用者（有識者）で課題を共有するとともに、解決策を具体的に検討し、対応時期を含めてとりまとめ（平成28年9月）
⇒**とりまとめを踏まえ、地方公共団体が実施すべきアクションプログラムを平成28年中に策定し、平成29年7月より子育てワンストップサービスを開始予定。以降、順次サービスを拡大。**

2. 法人番号の利活用促進に向けた取組

● **法人情報の法人番号併記**

各府省庁が法人情報を公開する際の具体的なルールを定め、法人番号を併記するよう関係各府省庁に要請。平成28年の番号法の施行以降、併記優先度の高いページ（※）から、その情報更新時に順次併記を実施（※）…調達、免許、許認可等

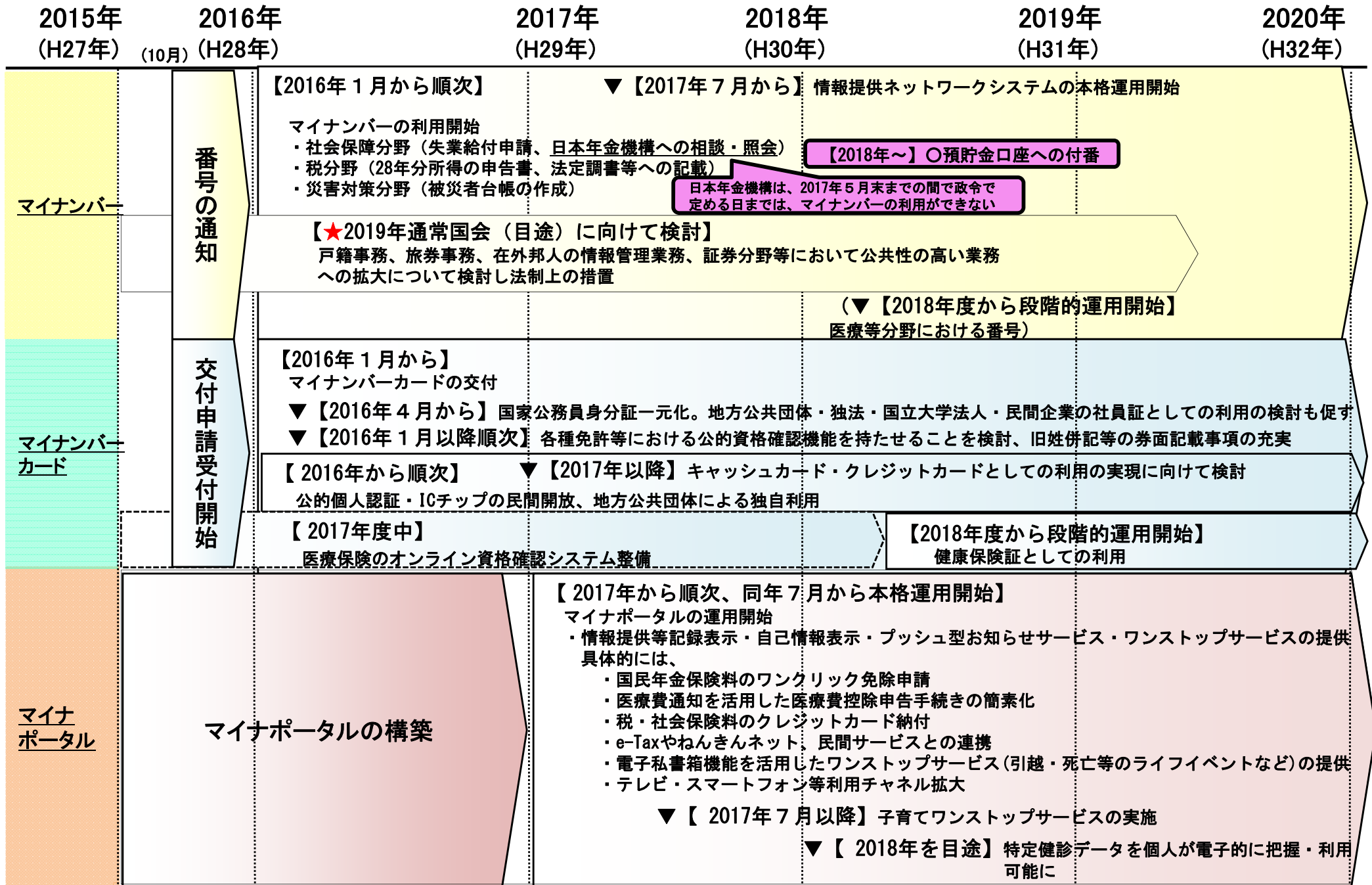
● **法人ポータル（仮称）の構築**

法人情報の一括検索システムを経済産業省において平成28年4月より試験的に運用。現在平成29年の本格運用を目指し、各府省庁と連携しつつ、政府が所有する法人情報の法人ポータルへの反映を推進中

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の
法改正によるもの

★:マイナンバー法
の改正が必要なもの



③ データ利活用の推進：データ流通環境整備に関する検討

これまでの取り組み

多種多様なデータを国全体で有効に共有・活用することにより、国民生活の安全性や利便性の向上を実現し、急速な超少子高齢社会に向かう我が国が直面する課題の解決に貢献することを目的として、平成27年10月に「情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会」を立ち上げ、データ流通環境の整備に向けた検討を実施。

- 幅広い事業分野におけるデータの収集・分析・活用の実態を把握するため、積極的にデータの利活用を行っている事業者56社※から、個別にヒアリングを実施（うち、17社から検討会でヒアリングを実施。）
- 本年5月に、検討における4つの視点、当面の対応すべき事項、将来に向けた検討課題を取り纏め。

※流通8社、通信・情報18社、食品・日用品2社、自動車3社、サービス7社、金融・保険9社、運輸5社、医療・健康2社、電気・機械1社、その他1社

個人に関わるデータ流通の現状と課題

属性、移動・行動履歴等、個人に関わるデータの事業者や業界を超えた流通・利活用が期待される。現状では、本人がデータ利活用を希望する場合であっても、以下の要因から事業者間のデータ流通は十分に進んでおらず、また、本人が複数の事業者が保有するデータを統合的に管理することも困難。

- ① プライバシー保護に関する国民の漠然とした不安・不信感等を背景に、事業者が流通・利活用を躊躇
- ② 第三者提供に係る本人同意の取得が困難
- ③ 事業者による囲い込み（データ互換性確保、API開放、データポータビリティ等が実現していない）



今後の予定

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、データ流通環境整備検討会を設置し、本人の関与の下でのデータ流通・利活用を可能とする仕組みについて検討中（本年度中にとりまとめ予定）。

④ - 1 行政手続IT化（IT利活用に関する規制改革）

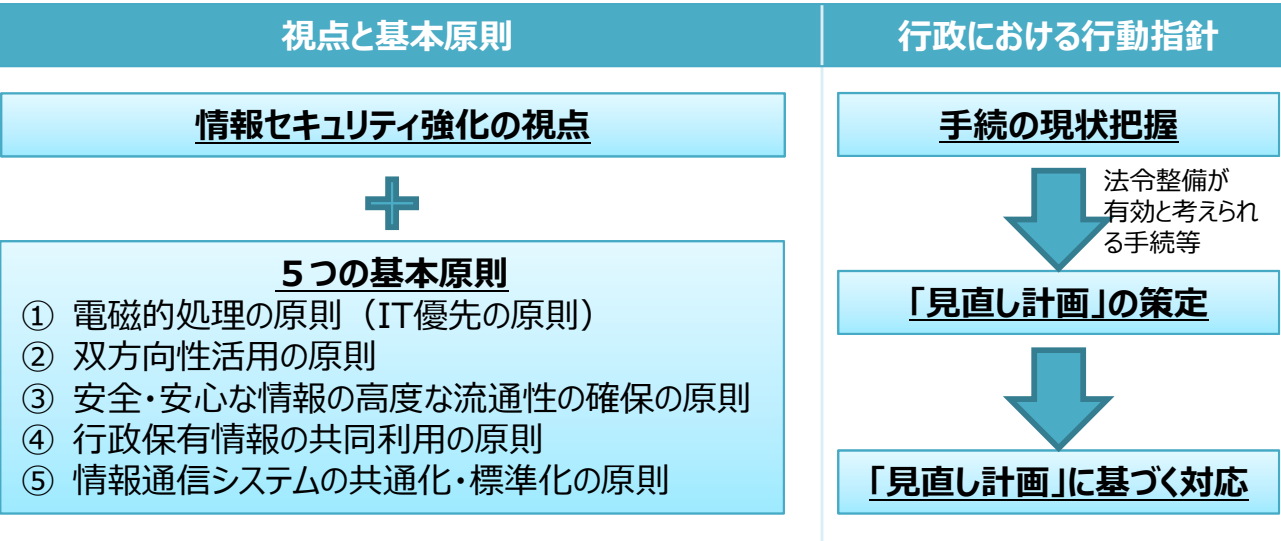
- 平成25年12月、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「**IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（アクションプラン）**」を策定。その後、年2回フォローアップを実施。

行政手続関連の例	民間取引関連の例
<本人確認手続の見直し> ● 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続の見直し 等 <その他> ● 登記情報の共有化、添付書類省略 ● 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充 等	<対面原則の見直し> ● 高等学校での遠隔授業の正規授業化 ● 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し 等 <書面による保存、提供が規定されている制度の見直し> ● 株式会社の事業報告等のウェブ開示 等

- 平成27年6月、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「**IT利活用に係る基本指針**」を策定。
- また、行政手続・民間取引のIT化の状況を網羅的に把握するため、**法令等により書面による保存、交付等が規定されている手続等の調査（いわゆる「悉皆調査」または「全数調査」）**を平成27年6月及び平成28年6月に実施し公表。

<IT利活用に係る基本指針概要>

<全数調査の概要>



分類	総手続数	法令上 オンライン化が 不可な手続	
		手続数	割合
行政 手続	官-民等	19,350 手続	197 手続 1.0%
	地方-民等	14,156 手続	4,310 手続 30.4%
民間 取引	民-民	3,005 手続	321 手続 10.7%

※一部、重複計上その他があるため、今後見直し等により、数字は変更される可能性がある。

これまでの成果等を踏まえ、IT本部は規制改革推進会議と連携しつつ、アクションプランの改定に向けて検討。

④ - 2 行政データの徹底開放（オープンデータの推進）

- これまで「電子行政オープンデータ戦略」（H24.7.4 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等に基づき、国及び地方公共団体において機械判読性の高いデータを二次利用可能な形式で公開するオープンデータを推進（国のデータセット数は**17,678**、取組済の地方公共団体**233団体**（平成28年9月現在））



本年5月20日に I T 戦略本部で決定した【オープンデータ2.0】のポイント

- データ公開中心の取組からデータ利活用による諸課題の解決に向け、「**課題解決型オープンデータ**」（**府省庁の政策決定過程にオープンデータによる対応の検討をビルトイン化 等**）の具体的な「**実現**」を目指し、これまでの取組を更に強化。
- **2020年までを集中取組期間**と定め、「**一億総活躍社会の実現**」、「**2020オリパラ**」といった政策課題を強化分野として設定、オープンデータの更なる深化を図る【**オープンデータ2.0**】。
- **民間企業等におけるオープンデータ的な取組**についても一定の範囲内で協力を依頼。

今後の取組

データ流通環境整備検討会の下にオープンデータワーキンググループを設置し、以下の取組を推進。

① 強化分野を中心にオープンデータを加速

→各府省庁より、今後新たに政府データカタログサイトに公開・登録する項目として、「**一億総活躍社会の実現**」で**88項目**、「**2020オリパラ**」で**41項目**、計**129項目**が提出。オープンデータを活用する企業や国民等の意見を吸い上げ、データ公開を充実すべく、**パブリックコメントを実施予定**。

② 地方公共団体における取組の支援

→ 地域課題の解決等に資するデータ公開を加速するため、オープンデータのデータカタログとダッシュボードアプリをパッケージ化した**地方公共団体向けパッケージの提供**や、**オープンデータ伝道師の派遣**による情報提供や助言を実施。

⑤ シェアリングエコノミーの推進

概要

- シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。
- シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、平成28年7月より政府CIOの下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。

検討内容

- ① 検討対象
 - 現行の法令等に関係しないサービスを中心に、関係するものであっても法令上特に問題ないサービスであることを前提に検討（現行法上取扱いについて認められていないライドシェアのようなサービスをはじめ、個別具体的なサービスを対象としていない）
- ② シェアリングエコノミーに関する自主的なルール整備を促すガイドラインの策定（イメージ）
 - 本人確認
 - 提供サービスの内容の適正な表示、相互評価システムの適正な運用
 - 苦情対応等の相談窓口の設置
 - 損害賠償措置の確認
 - 情報を適切に管理するための安全管理措置 等
- ③ シェアリングエコノミーの振興策
 - 自治体における遊休資産の有効活用等への支援 等

（参考）シェアリングエコノミーサービス例

分野	サービス概要
家事代行	• 家事等のスキルを個人に仲介するサービス（⇒ANYTIMES、家事代行ひろば）
子守り	• 子守りを仲介するサービス（⇒AsMama、キッズライン）
スキル	• 様々なスキル提供を個人に仲介するサービス（⇒ココナラ、クラウドワークス）
空間	• 会議室、空き店舗等を個人に仲介するサービス（⇒スペースマーケット、Spacee）

① IT利活用施策の全体像：世界最先端IT国家創造宣言（概要）H28.5.20閣議決定

◆ 情報通信技術（IT）は力強い経済成長をはじめ、社会課題の解決を実現するための鍵。政府は平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言を策定。政府CIOが司令塔となり、**縦割りを打破して「横串調整」を行い**、機敏かつ適切なPDCAサイクルの推進により、スパイラルアップを目指している。

⇒ **創造宣言に基づく取組は、国や地方で着実に成果が出ているところ（第1章）、今般の改定においては、その成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開することにより、「一億総活躍」等、安全・安心・快適な国民生活の実現を目指す。2020年までを「集中取組期間」とし、重点項目（第2章）を中心に展開（サイバーセキュリティ戦略とも連携）。**

第1章 創造宣言に基づくこれまでの代表的な成果

- (1) 行政情報システム改革を通じた利用者志向の行政サービスの実現
- 国のシステム数の削減
→ 30年度までに**908システムを削減**する見込み（24年度（1,450システム）比で約63%減の見込み（当初目標の見込みは50%減））
 - 運用コストの削減【削減分をセキュリティ対策等に活用】
→ 33年度までを目処に**年間1千億円超を削減**する見込み（更なる削減を推進中）（25年度（運用コスト約4千億円）比で約28%減の見込み（当初目標の見込みは30%減））
 - 上記と併せて個別システムを改革
→ **ハローワーク・年金**等のシステム改革のほか、**人事・給与**の共通システムについて、28年度中の全府省庁等の移行に向けて整備を実施
→ **登記・法人設立等関係**については、30年度からのシステム更改等による**行政機関間での情報連携**と、オンライン手続の見直し（ワンストップ化等）を関係府省庁間で合意 等
- (2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上
- 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等での利用に向け取組を推進中（31年通常国会を目処に法制上又はその他の措置を講ずる）
 - 国家公務員ICカード身分証の**マイナンバーカードへの一体化**を推進中
→ 調達コストを最大限抑制するとともに、**マイナンバーカードの国民への無償配布**を実現 等
- (3) 安全・安心なデータ流通の促進
- 「電子行政オープンデータ戦略」等に基づき、**課題解決型オープンデータ**を推進。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を策定し、**横展開を推進**
 - 個人情報保護法の改正**（匿名加工処理した上で、本人同意なしで利活用を可能とする 等）
- (4) 農業のIT化（農業就業者の高齢化等への対応、国際競争力強化）
- 農業関連情報（農作物や農作業の名称等）の標準化の基本的考え方、熟練農家のノウハウ等の情報の帰属や権利関係の検討内容を整理した「**農業情報創成・流通促進戦略**」を策定
 - 農地情報公開システム（農地台帳）の整備**
 - IT利活用による熟練農家のノウハウ等の新規就農者への継承等**、地方での取組について「**地方創生IT利活用促進プラン**」に基づき国が支援（静岡県（みかん）、香川県（オリーブ）等）
- (5) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
- 交通事故の危険回避や高齢者等の安全・安心な移動を実現するため、府省横断的なロードマップである「**官民ITS構想・ロードマップ**」を策定
 - 関係省庁や民間企業が一体となった取組の推進**（安全運転支援・自動走行システムの開発・実用化や交通データ利活用等） 等

※国や地方での着実な成果を「国から地方へ」、「地方から全国へ」と横展開を図る

第2章 「国から地方へ、地方から全国へ」～IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目～

【重点項目1】

国・地方の
行政情報システム改革
と成果の横展開

- (1) 国のIT化・業務改革(BPR)の更なる推進
 - コスト削減の更なる徹底と投資対効果の検証 等
- (2) 地方公共団体のIT化・業務改革(BPR)の推進
 - 国のIT化・業務改革(BPR)の取組成果の横展開（政府CIO等による地方公共団体への訪問。自治体クラウド導入支援等の実施） 等
- (3) ガバナンス体制の強化
 - サイバーセキュリティ・情報化審議官等による改革の推進 等

重点項目1の取組により
捻出された財源を重点項目2、3
にも活用

【重点項目2】

国全体のデータ流通環境の整備

- ※ IoT・AIの活用には**データ流通環境の整備が重要**。総合科学技術・イノベーション会議、知財戦略本部等とも連携し推進。
- (1) 利用者志向のデータ流通基盤の構築
 - データ流通基盤の整備のためのシステム連携の推進（Society5.0等）、データ互換性を高めるための語彙統一等の推進
 - 基盤を支える技術開発（AI、ネットワーク技術の研究開発等）等
 - (2) データ流通の円滑化と利活用の促進
 - IoT、AI時代における個人のデータの流通の在り方の検討（①データ流通における個人の関与の仕組み、②健全なデータ取引の市場形成の在り方、③**情報利用信用銀行制度構想（いわゆる情報銀行）**個人が自らのデータを信頼できる者に託し本人や社会のために活用する等の新たな仕組み）
 - 新サービス対応（シェアリングエコノミーの健全な発展支援等）
 - 人材育成（プログラミング教育、デジタル教科書・教材の導入等）やデジタル・ディバイドの解消（高齢者等のリテラシー向上等）
 - (3) オープンデータ2.0の展開
 - 政策課題を踏まえた強化分野（一億総活躍、東京オリパラ）の設定
 - 民間におけるオープンデータ的な取組を一定範囲内（協働的領域）で促進 等

【重点項目3】

データ等を活用した
諸課題の解決

- (1) ビッグデータを活用した社会保障制度の変革
 - 介護等の現場のデータを活用した介護サービスの質の向上等
- (2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革
 - 子育て等に係る申請手続のワンストップ化（子育てワンストップ） 等
- (3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組
 - 産業競争力強化
→ 農業、観光・東京オリパラ、官民ITS構想・ロードマップ2016、新ビジネス創出等（事業開始・継続支援（スキルや経験を有する人材の再活用）等）
 - 地方創生の実現（テレワーク等）
 - 国民生活の利便性の向上（マイナンバー制度の活用）
 - 安全で災害に強い社会の実現

データ等を活用

第3章 推進体制等

- 政府CIOの司令塔機能の発揮、関係本部等との連携体制、進捗管理における評価指標の設定・管理、国際貢献及び国際競争力強化に向けた国際展開
- 政府CIOが府省庁のIT関連施策を評価し、政府として既存の施策を見直しつつ、選定した特定施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。